

論 説

ソビエト連邦の解体と現代ロシアの政治構造 —歴史的水脈のなかで—

早 川 弘 道

- 1 20世紀社会主義体制の変容・解体
 - (1) ソビエト型社会主義の政治構造をめぐって
 - (2) ソビエト政治社会の構造的形成によせて
- 2 ペレストロイカとは何であったか
 - (1) ペレストロイカの展開と時期区分
 - (2) ソビエト政治社会の転移
- 3 現代ロシアの政治構造の特質

1 20世紀社会主義体制の変容・解体

(1) ソビエト型社会主義の政治構造をめぐって

1991年8月政変とこれに連動するソ連解体は、1989年東欧市民革命と共に、20世紀の世界構造を規定づけた「現存社会主義体制」の奥深い変動を示すものであった。かかる顕著な連続的社会事象は、現代社会科学に対して抜きさしならぬ問題を提示し、その方法論的再審をさえ迫っている。⁽¹⁾

はじめに三つの重なり合う論点から、ソビエト型社会主義に固有の政治構造をめぐる現在の議論状況を浮き彫りにしておきたい。第一にソビエト政治体制についてであるが、加藤哲郎氏（一橋大学／政治学）は、現代政党論の視角からいち早く「窮極の政党への実験」という仮説を構えて、唯一前衛党理念のもとに試みられたソ連における政治実践とその帰結を解析

(2) する。(1)世界観の統一に基づく窮極の意見一致, (2)規律ある政党の限界, (3)政党活動の規模の限界, (4)支持調達の限界, (5)代表・権力独占の限界, 以上5指標をめぐる「挑戦」としてソ連共産党の営為を特徴づけ, 「20世紀型抱括政党国家」の実現過程とその矛盾構造の帰結とする。そして右の現象と帰結を, グローバルなレベルでの「生活世界からの政治の再創出」という前進的過程中に位置づけることによって, ソビエト政治構造の変容を現代世界政治の転形のうちに把握しようとしている。

これに対して杉原泰雄氏(一橋大学/憲法学)は, 「人民による人民のための政治」という1871年パリ・コミューンの基本的政治理念が, 10月革命後必要な彫琢を加えられることなく, これに背離した政治・憲法体制がソ連邦に形成・展開をみたことに, 変動の基本要因を見出している。⁽³⁾(1)人民主権原理の軽視, (2)市民の権利保障の不徹底, 3)党の国家化及び「革命政府化」の3指標が検出され, その結果「法の拘束の外に立ちうる政治」が出来て, コミュン型「社会主義国家」の反人民的・官僚的変形がみられたとする。その再生の可能性をも含めて, パリ・コミューン型の人民主権原理に基づく社会主義国家論の再構築が, 理論的焦点とされることになる。

20世紀末葉の新たな政治的可能性を構想する加藤氏と, 1871年・1917年への真の回帰あるいは復位を求めるうちに「民衆の国家構想」を定礎しようとする杉原氏との理論的種差が, 政治学と憲法学の差異に由来するものを含めて検出されねばならないであろう。

そのことはソビエト社会主義の本質規定において斬新な分析仮説を提示することになった大江泰一郎氏(静岡大学/ソビエト法)の近著『ロシア・社会主義・法文化』での諸論点に深くかかわることにもなると思われる。⁽⁴⁾ソビエト社会主義体制を帝政ロシアの法的伝統, 法文化に立脚した「反立憲主義的社会主義」と性格規定をした大江氏は, その対極に J. ロールズを引照しつつ「自由主義的社会主義」の像を結ぶ。十月革命にパリ・コミューンの理念的継承性を確認し, その後のスターリン現象を伴うソビエト的歪曲を批判する杉原氏にあって, レーニンの政治思想と十月革命の政治・

法現象を含むソビエト体制の総体を「反立憲主義」的性格に貫かれた非社会主義的なものと規定づける大江氏の見解に疑問が提示されたことは当然であった。⁽⁵⁾ 両者の種差は、第一に立憲主義・民主主義・自由主義という三概念の諸連関・諸位相についての理解、第二にロシアに成立した「社会主義体制」について、パリ・コミューンを継承しえた質の有無という決定的な地点における理解の相違に由来するものと思われる。

他方早川（報告者）は、スターリンなきスターリン主義体制の、これに内包された政治的矛盾への対応としての改良指向として、1960年代以降の「社会主義的民主主義」レジームを性格づける。⁽⁶⁾ そしてこのレジームが、その矛盾への対応の極点において「民主主義的社会主義」と名づけられた現存社会主義体制への構造的・原理的オルタナティブの発見に端緒的にはあられ逢着した時点として、1980年代中葉以降のハンガリー、ポーランド、そして1988年以降のペレストロイカを把握する。ソビエト型社会主義のラディカルな社会主義的転換を理論的には想定すること、非西欧世界とマルクス主義との接合可能性が理論的に排除されないことの二つの点において、おそらく大江氏の仮説との相違がでてこよう。ただし杉原氏によるソビエト憲法史理解に対しては、「人民による人民のための政治」が直ちには「人民主権」原理へと通底する理論的・制度的構造をソビエト体制は保持するものでなかったとの理由から、異論を持たざるをえない。

右の諸見解に比して森下敏男氏（神戸大学／ソビエト法）の理解は、一貫して際立った差異を有するものであった。⁽⁷⁾ 森下氏は早い時期から、資本主義社会に固有の矛盾から発生する危機事態から社会主義の必然性を導出した結果生じた現存社会主義体制を、官僚的に歪曲された社会と規定し、その法体制と法イデオロギーが、早川の主張する内在的矛盾とは異なる意味において、固有のイデオロギー性（虚偽性）を保有せざるをえぬ矛盾構造にあるとした。ペレストロイカが社会主義再生の枠を越えて資本主義的転換を指向したことをもって、いち早くその破綻・終焉を主張しえた根拠もそこに存在した。「危機論型社会主義」として「ソビエト型社会主義体制」を

把握する対極に、市場法則と近代的合理精神の止揚として「社会主義の意識性が普遍的現象となっているような社会」が表象される。したがって20世紀社会主義体制は、「原始的な社会主義の実験」と位置づけられ、これに「新しい社会主義」が理念として対置されるものであった。かかる認識を前提とした1936年憲法体制の理論的把握が、先に紹介した杉原氏のソビエト憲法体制批判の主要な論拠として採られたことは、両者の現存社会主義認識における深い差異を確認する時、ソビエト法分析にとって重要な論点を示すものと思われる。

さて以上のようなソビエト法・政治体制をめぐる論議の重なりと分岐の存在する一方で、ソビエト史研究者にあっても興味深い分岐が確認できよう。和田春樹氏と溪内謙氏は、ソ連崩壊後に刊行されたそれぞれの近著において、いずれも「国家の時代」からの転移という加藤氏のモチーフとも重なる認識を共有しつつも、ロシア革命とソビエト史について際立った相違をもつ主張を展開している。⁽⁸⁾ 和田氏は、「世界戦争」の時代の共産主義運動の結果生まれた「国家主義的社会主義」は、その「平等主義」的モチーフによっては「世界経済」の時代への推転期に照応するポテンシャルを持ちえず、マルクス＝レーニン主義イデオロギーと共に終局の時を迎えざるをえなかったとする。そして「現代史の第三期」としての「国家の時代」からの転移期にあって、旧来の「平等」原理ではなく、「多様性」と「共生」を通じてグローバルな「新しいタイプのユートピア」像が不可欠であるとされる。これに対して溪内氏は、「国家の危機」という特質をもつ現代にあって、「資本の論理」へのラディカルな批判として成立した十月革命は、その後「権力の論理」により歪曲されはしたが、「社会から社会主義国家」という「スターリン主義」と「国家から社会へ」という「レーニン主義」は区別されねばならず、ペレストロイカはかかる社会主義の理念への再立脚」、「社会主義の自己刷新運動」として位置づけられた。

両氏の20世紀社会主義及び起点としてのロシア革命、レーニン思想の評価の相違は、こうしてポスト1991年にあって決定的な論点として浮上する

ことになった。ソビエト史研究とソビエト法・政治研究にそれぞれ発生した明瞭な理論的分岐は、社会諸科学におけるソビエト論、ポスト・ソビエト社会主義体制論に、学問領域に固有の差異はあれ、ほぼ共通の現象としてあらわれてきていることをひとまず確認しておきたいと思う。

（2）ソビエト政治社会の構造的形成によせて

まずはじめにソビエト政治社会を、19世紀までに展開をみたヨーロッパ国民国家形成運動とロシアに固有の国家制・政治文化の接合が、20世紀「帝国主義」世界を構成した資本主義国家への批判を媒介とし、さらに理念的にはパリ・コミュンへのマルクスの理解を発条としてなされた結果、形成されたものとしておきたいと考える。十月革命における中枢国家権力の奪取が、ソビエト形態での社会運動のオルタナティブのひとつとして選択されたこと、農民運動と民族運動とがこれを支点として結合し十月革命レジームが成立したこと、コミュン原理をソビエト国家形成の基本として探究したことは、今日においてもソビエト政治社会の端緒を構成したものとして認められねばならないであろう。しかし議会制民主主義を基礎におく立憲主義体制の政治・法文化を基底としたパリ・コミュンにおける「真の人民の民主制」への展望は、革命ロシアにあってはレーニン及びボリシェヴィキ党の「人民の専制」構想に連なるものとして理解された。議会制とソビエト制は原理的に相関しうるものではなく、後者の端緒的展開の一条件・一形態として位置づけられ、わずかの例外を除き戦術論のレヴェルで認識されることを免れなかった。しかし第2回労兵ソビエト大会、出版に関する布告、ボリシェヴィキ・左翼エスエル連立政府から1818年七月憲法へのプロセスは、1918年1月の憲法制定会議解散にもかかわらず、ロシア革命に固有の仕方で社会主義と民主主義の結合様式を探索するものであったと評価したい。⁽⁹⁾そしてなお十月革命レジームが、その「革命政府」と「労働者コントロール」による政治・経済・社会の構成を、「文明化されたヨーロッパ」自身の社会主義化、現実的にはロシアと戦争状態にあったドイツの社会主義革命との結合に至る過渡的性格をもたざるをえぬものと

の一般的理解が存在したことを軽視することはできない。社会主義の「物質的根拠」を欠如した上に国民経済そのものが第一次大戦を通じて崩壊した状況は、市民社会の未形成故に革命が国家権力自体を標的とすることを可能とし、なおその革命主体の急速な形成を基本的な生活欲求、即ちパンと平和への民衆の欲求によって可能ならしめた。さらに農民にとっては土地、民族にとっては国家が、革命主体形成の顕著な媒介となった。二月革命レジームが、社会権力としてのソビエトに依拠せざるをえず、そのソビエト運動の主軸として労働者・兵士ソビエトが存したこと、そしてケレンスキー政府がソビエト指導部と連携しながら憲法制定会議の選挙・招集を遅延させ、戦争を続行したこと等によって、「全権力を諸ソビエトへ」というポリシェヴィキのスローガンが、1917年秋の時点での武装蜂起戦術に基づく第2回労兵ソビエト大会での臨時労農政府樹立宣言へと結実することになったのである。ロシアにおいて「発見」されたコミューン型政治形態としてのソビエトは、「勤労被搾取人民・諸民族」の階級的革命政府を創出したわけであるが、市民社会を基盤とし「労働を解放するための政治形態」、 「人民大衆の社会的解放の政治形態」であるパリ・コミューンが、マルクスにより「真の人民の民主制」としての「プロレタリアートの独裁」と性格づけられえたのに比して、顕著な差異を持たざるをえなかった。パリ・コミューンが未解決の問題として残した歴史的・社会的解放過程における国家と法の存在形態について、十月革命後のレジームは、議会制民主主義を排除したプロレタリア独裁としてのソビエト権力として構成されることになり、ブルジョア法批判を遠望した、帝政ロシア及び二月レジーム法の全般的否定を原則とした。

十月革命により端緒的に成立した政治体制は、1918年1月の憲法制定会議解散、第3回ソビエト大会(労兵ソビエトと農民ソビエトの統合)、「裁判所に関する布告」第1号等をメルクマールとして、議会主義民主共和制と訣別した独自のソビエト共和制のへと移行するに至った。「ロシア諸民族の権利宣言」、「勤労被搾取人民の権利宣言」、そして1918年7月ソビエト・ロシ

ア憲法が、ソビエト国家・憲法体制を輪郭づけ、権力分立を排除した「コミューン型」のプロレタリア独裁レジームを形成した。さらにこの新レジームは、広大な多民族国家の継承者として独自の民主主義的中央集権原理に基づく「社会主義連邦制」をプロレタリア独裁の国家形態とすることになり、他方で1918年以降の内戦と干渉戦争を通じて強力な軍事的・行政的メカニズムを内包するに至った。内乱の終結に伴う「戦時共産主義」体制からの離脱は、待望されたヨーロッパ革命・ドイツ革命の不成立という事態と重なり、革命ロシアの地域的に限定された条件下での社会主義建設の方途を探索させることを強制した。ネップ＝新経済政策及び「社会主義連邦制」によるソビエト国家連合が、その選択した道としてあった。

石井規衛氏は、ソビエト社会主義の体制原理の成立を1919年＝戦時共産主義に確認する主張を一貫して行ってきたが、その理論的有效性を承認したうえで、ソビエト政治社会の構造的形成の端緒的面期として、私はネップへの転換を背景とした1922年におけるエスエル裁判及びソビエト結社法制の成立、そして「ソビエト連邦」結成条約の締結に求めたいと考える。ヨーロッパ革命＝文明と切斷された旧ロシア帝国の地域空間に限定された社会主義建設は、コミューン型へのアナロジー下のソビエト形態によるプロレタリア独裁権力、その外的国家形態でありなお「理論的」には世界ソビエト共和国の原型でもある「ソビエト社会主義連邦制」の枠組のもとに、国家資本主義の導入によって国民経済を復興し、「社会主義経済」への基盤を形成する方向に求められたのである。右の強いられたオルタナティブは、内乱下の政治・社会闘争により歴史的に生じた「共産党一党制」を、かかる特殊な課題を負ったプロレタリア独裁の推進機関とし、なお「党による国家活動の代行」を禁止した党自身の決定にもかかわらず、事実としての党・国家の結合体制を通じて展望されたのであった。1922年結社法制は、共産党と労働組合を規制対象の例外とみなし、その他の「非営利的社会団体」⁽¹¹⁾を行政的制御の下におくものであった。それはソビエト体制下の「適法性」レジームを「反ソビエト的」に利用することを峻拒する法制として

の政治的性格を有するものであった。

1920年代末の「上からの第二革命」は、1920年代型オルタナティヴを再転換させ、同時期の「非常体制」を常態化したレジームを骨格とした「社会主義社会体制」を第一次五ヵ年計画を基盤として成立させるに至った。国家化したソビエト一党制のネットワーク下に、統一的人民権力とその直接的な行政的統御下の計画的国民経済のメカニズムが作動する1936年憲法体制が出立した。ここにコミュニン型国家自身が内包することを想定する統治と被統治の区別による政治的矛盾とそれを根拠とする法治レジームとは異なる、ソビエト政治社会関係に固有の諸矛盾が構造的に累積されることになった。社会における非和解的・敵対的矛盾の消滅の含意は、ソビエト社会にあって資本家的・地主的経済支配関係とこれに基礎をおく政治的・文化的支配の可能性の消失であったはずである。成立した社会主義権力は「人民のため」のものである一方、経済的・文化的な社会的差異と国家権力作動の官僚装置の存在は存続するため、「人民を通じて」の権力は、革命初期の注目すべき直接民主主義的諸制度及び人民コントロール制度の形成にもかかわらず部分的なものにとどまり、まして「人民自身の」権力ではありえなかった。「人民権力」は、依然としてそこにあっても政治的矛盾の表現形態として規定づけられねばならず、「民主主義」と「自由主義」の社会主義的表出を法的形態を媒介として予定せねばならなかったと考える。立法し同時に執行する機関としてのコミュニン型権力は、近代市民革命が生みだした権力分立と相似ではないにしても、政治権力の社会的統御を根幹においた独自の権力間相互規制メカニズムを創出する試行を運命づけられていたと換言してよいであろう。社会主義社会のもとでの政治と法は、1930年代構造が社会主義の本質を有するものであるならば、社会から生まれこれに寄生しつつ逆統御を行う国家の死滅、即ち市民社会による政治的国家の再吸収を遠望しつつ、それへの歴史的過程においては、政治的矛盾を想定しないソビエト型「人民権力」とは本質的に異なる「政治権力」とそれへの社会的統御のメカニズムを創造しなければならなかったと思われる。

る。「人民主権」「人権」「立憲主義」の社会主義社会における存在態様は、右の脈絡中に位置づけられねばならないであろう。

ソビエト社会主義体制における固有の政治的諸矛盾は、一党制による党と国家の結合、ソビエト官僚制の成育を基盤として、経済関係の行政的・命令的統御を実現する一方、民族関係においてはソビエト連邦制に基づく統一的大「国民国家」を、戦前のアウタルキー体制、戦後の冷戦構造を背景に成立せしめた。ソビエト諸共和国の自由な連合のイデーは、社会主義の建設と防衛という大義の前に実質的に消去され、ソビエト連邦生誕の歴史的道標の意味を付されるにとどまることになった。第二次大戦後の人民民主主義革命を契機とする「社会主義国家」群の外見的分立状態の成立は、ソ連をも国際法上の一単位とひとまず規定づけることになり、ソ連邦が歴史的に解決したと主張された国家と民族の問題を、国内関係・国際関係の両レヴェルにおいて再生産する契機を与えることになった。⁽¹²⁾

2 ペレストロイカとは何であったか

(1) ペレストロイカの時期区分

前節で概観したソビエト社会に内在し累積した諸矛盾は、スターリン個人崇拜批判と平和共存政策によって除去しうるものではなく、1960年代後半以降の「社会主義的民主主義」と名づけられた改良レジーム、経済改革の諸政策によっても克服しえなかった。東中欧地域における市民社会(第二社会)による社会主義体制へのプロテストとして表現された、1956年ハンガリー十月革命、1968年「プラハの春」、1980年ポーランド「連帯」運動という一連の継起的現象は、ソビエト社会主義にとって外的脅威として対応されたが、それ自身の内的脅威は、歴史的に形成された市民社会が存在しない構造下における政治的・経済的・民族的矛盾として潜在的にはあれ漸進的肥大化をみつつあった。ゴルバチョフによる1970年代＝前危機説は、ソ連党指導部がようやくにして探りあてた社会認識なのであった。

本報告ではあえて「プレ・ペレストロイカ」過程として、1981年第26回ソ連共産党大会を端緒とし、1985年ゴルバチョフ党指導部成立に至る時期を特徴づけたい。1981年党大会はポーランド危機の渦中に開催され、当時のブレジネフ書記長が大会報告において「発達した社会主義社会」が相対的に長期にわたる歴史局面をなし、これに位置するソビエト社会に独自の地域的・民族的矛盾が生起していることを公然と認めたという点において注目されなければならない。⁽¹³⁾ 国境を接する同盟国ポーランドの社会的・体制的危機へのソ連側からする評価の推移について詳述する余地はないが、第26回党大会が間接的なかたちであるにせよ、「ソビエト型社会主義」の内在的危機要因の存在を示唆した事実は、これを継いだアンドロポフ政権の現状認識及び改革指向に連続するものと考えたい。ゴルバチョフの1985年春の党書記長就任もまた、ソビエト社会主義体制の構造的危機に対する政治本能的対応の意味を有していたと評することができよう。右のことから1981年から85年を、ペレストロイカの胚胎期としてプレ・ペレストロイカ過程と規定しておきたい。

1986年第27回党大会で初出した「ペレストロイカ」の語は、ソビエト経済体制の矛盾を克服しその発展を加速化するという含意を有するものであったが、ゴルバチョフ書記長報告にあっては、ソビエト政治体制の「民主化」という言及が滑りこまされていたことに、あらためて注意を喚起しておきたい。⁽¹⁴⁾ この時期は、1987年国営企業法改正を軸として個人営業活動の承認、リース制等従来の所有体制を基盤とした経済活性化を主戦略としたが、1977年憲法において規定され、1984年法で不十分ながら法制化をみた労働集団に企業活動上の独自の権限を付与することによって、前局面でアンドロポフ書記長が提唱した「人民の社会主義的自主管理」の限定的実現方向が探られたこと、さらに経済政策の障害として「官僚主義」の存在が再確認されこれとの闘争がプログラム化されたこと、いわゆる初期グラスノスチによる上からの報道・出版の限定的自由化の展開とこれとの相関のなかでの非公式社会団体の発生の三点を政治・法領域の新動向として重

視したいと思う。

しかしかかる体制の枠組を基本的に維持するなかでの構造的改良路線とこれにかかわるかぎりでの端緒的な政治課題への対応は、1988年初頭の時点で最初の顕著な政治的・イデオロギー的コンフリクトへと帰結することになった。前年秋の革命70周年を期してのゴルバチョフ演説は、ソビエト経済発展を阻害する歴史的与件として1930年代に成立した「行政的・指令的メカニズム」を発見し、1920年代に存在した社会的オルタナティヴの再評価を通じて、十月革命とレーニン主義への回帰をペレストロイカの主目的におくことによって、ソビエト社会主義の体制問題を再検証する緒口となった。ゴルバチョフ及びヤコブレフ外遊中に「ソビエツカヤ・ロシヤ」紙に掲載されたニーナ・アンドレーエヴァ論文『原則は譲れない』の公表と論争が、その頂点となった。「プレ・ペレストロイカ過程」でのいわば初期微動が、ここに至りさまざまなかたちで体感される局面と言えよう。

1988年第19回党協議会⁽¹⁵⁾は、1930年代以降に成型をみた「ソビエト型社会主義」を本来のレーニンの「ソビエト社会主義」に還帰させること、そのことは現構造を原構造に復するにとどまらず、「ソビエト社会主義」の現代的オルタナティヴの形成を強制されることを意味しており、政治思想としての統合性と政治実践としての分裂性に直面せざるをえなかった。政治言語としての「ペレストロイカ」は多重性をおびざるをえず、現構造の経済的改良から社会的革命へと意味転換を遂げるなかで、戦略を欠如させた「革命的性格」を付与され、そのことによって政治的凝集力を維持するという事態を迎えるに至ったのである。流動的で不確定的な「革命的ペレストロイカ」の担い手と、そしてこれを阻害する「ブレーキのメカニズム」の総体との間の対抗が政治的構図をかたちづくり、統合と支配のソビエト的構造の枠組内で、政治闘争と社会闘争の不定形の展開、激発基盤が醸成されてゆく。1919年以来の「党と国家」の分離問題が党協議会において政治的「民主化」の眼目として提示されたものの、権力構造を基本的に維持する線上に展望された「社会主義的法治国家」形成論は、ソビエト型政治関係の

ラディカルな再編には無力であった。またカフカース及び沿バルト地域に集中的現れていた「民族問題」の解決は、右の構図に従属するか、さらには夾雑現象とさえみなされることになった。しかし民族主権をめぐるこの時期までの社会運動は、ナゴルノ・カラバフにおける動乱及び沿バルト地域における人民戦線運動という二極のあらたな状況を生みだし、あいまってソビエト連邦制及びソビエト型一党制という政治構造の根幹をゆさぶり始めていた。1989年11月のゴルバチョフ論文での政治的複数主義「導入」の示唆、12月の独ソ秘密議定書の違法性承認は、それらへの端緒的対応としての性格を有していた。「革命的ペレストロイカ」は、共産党の指導力と凝集力を削りおとしつつ、政治過程の推移に衝迫されるかたちで定型化されてゆく。

1990年2月ソ連共産党中央委員会総会及び3月ソ連人民代議員大会における「共産党の指導的役割」に関する1977年憲法規定の削除を伴う「結社の自由」の明示、大統領制の導入、「ソビエト市民の所有」という形式での経済活動の自由に関するあらたな方向づけ、さらに同大会の指示に基づく憲法上の連邦からの分離権規定に対応する実体的手続法制定を含む連邦制改革の試向という諸指標は、「ソビエト社会主義体制」に固有の政治・社会構造⁽¹⁶⁾に対し顕著な変換を求めるものであった。ここに実体としての「ソビエト権力」と、「革命的ペレストロイカ」が呼びこんだ憲法修正レジームとの間に次第に断裂が生じ始めることになる。同年秋の経済改革と新連邦条約案をめぐる論争、闘争は、連邦構成共和国レヴェルでの政治状況の変化に対応した主権宣言・独立宣言、連邦権力との間の「法律戦争」「経済戦争」により、深刻かつ複雑な構図をとることになった⁽¹⁷⁾。同年12月の「政変」と再度の憲法改正による副大統領職創設を含む大統領権力の強化は、翌年1月の「ビリニウス事件」へと接続することによって、矛盾をはらみながらも3月憲法改正に結実した「革命的ペレストロイカ」の初期的展望を解体させるに至る。1991年3月のレフェンダムは、連邦、ロシアのそれぞれに立法手続と適法性において問題を残しながら、ソビエト連邦の「維持」

ロシアの大統領制導入を承認するものであった。その内実は、ソビエト連邦における社会主義的再生という枠組・性格を有するペレストロイカが対応すべき政治・社会空間が、決定的な分岐・解体状況に進入したことを示していたといえよう。「革命としてのペレストロイカ」は、「革命」の分岐と多義化のうちに、1990年から91年前半にかけて、その「晩期」と「終期」を足早に経由し、1991年4月ノヴォ・オガリョボ合意以降、「八月政変」に至る「脱ペレストロイカ過程」を迎えることになる。

九共和国代表とソ連大統領の九十一合意を基礎とするノヴォ・オガリョボ・プロセスは諸共和国における自由な政治・社会体制選択の上に、従来のソビエト連邦国家にかわる新しい国家連合を生み出す母体であった。前年末にガヴリール・ポポフ⁽¹⁸⁾の主唱した三つのDのうち、脱ソビエト化と脱国有化の課題は各共和国の自由な選択にゆだねられ、これを保証しつつ新国家連合が形成される過渡的時期が脱連邦化の局面と位置づけられることになる。ポポフ論文に正面からの対応を企図したと思われるポロスコフ・ロシア共産党第一書記によるソビエト権力の維持を主眼とした保守戦略⁽¹⁹⁾は、ソ連共産党4月中央委員会総会でのゴルバチョフ辞任回避とノヴォ・オガリョボ・プロセスの始動により破綻を明示されることになった。しかも政治的・イデオロギー的対抗空間としてのソビエト連邦国家そのものの解体をも意味せざるをえぬ再編過程が急速に進行することになったのである。

連邦制とソビエト制の解体的再編を求めるエリツィン・ロシア議長のロシア大統領選挙での勝利は、1991年7月20日大統領令による政治・経済権力メカニズム内での共産党の活動を停止させることを企図し、さらに大統領による地方ソビエト権力の統御をはかる一連の措置と連動することによって、ソビエト連邦の中枢領域であるロシアにおいてソビエト社会主義体制の根幹を直撃するものであった。8月20日に予定された「主権共和国連合条約」調印は、「脱ペレストロイカ」が、「脱ソビエト社会主義体制」を明確に含意する政治的結節点とならざるをえなかった。かかる事態に帰結

したペレストロイカを批判し、もうひとつの「脱ペレストロイカ」による「ソビエト社会主義体制」の保守的護持こそが、8月19日に浮上した「クーデター」⁽²⁰⁾なのであった。

「反クーデター」の勝利は、過渡的「連邦国家」レジームを想定したものの、1977年ソ連憲法の主要部分の停止に表現されるように、事実上の連邦解体をもたらした。新しい国家連合創出に向けての経済条約、政治条約起案プロセスは、12月ミンスク、ブレスト合意を前提としたアルマ・アタ合意によるソビエト連邦解散により終止符を打たれ、「独立国家共同体」の名を冠した未定形の外枠を生み出すにとどまったのである。かくて、「八月政変」後のソビエト連邦国家なき「ポスト・ペレストロイカ過程」が成立した。

(2) ソビエト政治社会の転移

ペレストロイカをソ連における政治的社会関係の視角からみるならば、従来型の共産党によるヘゲモニーにもとづく体制政革を特質とすることから、共産党の指導的役割原則に基づく一党制により変形されたソビエト政治構造を所与としてその改良を目指すという限界性が存在したことは否定できないであろう。その結果、第一にいわゆる「政治の独占」構造の改良的温存が参加型民主主義の再活性化を通じて求められ、第二に十月革命レジームに淵源を有するソビエト大会制度への形式的復帰を発条とするソビエト権力の再活性化が、かつてソビエト権力により排除された「議会制」の特異な呼び戻しを通じて企図されたこと、第三に「党の指導的役割」を承認したレジームを、その基本原則としてあるソビエト制を承継したうえで党と国家の分離を試行したこと、第四に右の改良的諸修正が直面した「ソビエト官僚制」の頑強な抵抗に対して、その諸局面に規定された戦術レベルに限定されたかたちで対応しようとしたこと等があげられよう。

したがってペレストロイカにおける「ソビエト議会制」は、立憲主義及び政治的複数主義への原理的転換に立脚することへの不鮮明さ故に、「社会主義的法治国家」、「社会主義的複数主義」という理論的検証を欠如させた

諸概念に自らの足場をおかねばならなかった。党と国家の実体的結合関係を温存するかたちでの両者の「分離」構想の実質的保守性は、1988年党協議会の決定で方向づけられた選挙法改正における「社会団体枠」の設定に基づいて、1989年選挙で共産党指導部が「選挙」によらず人民代議員大会代議員に「選出」されたことに集中的に表現されていた。翌年のロシア等共和国レベルでの大会選挙が、この特別枠を設けずに実施されたことは、連邦とロシアや沿バルト諸国のその後の政治的民主化のプロセスに顕著な差異を生じさせている。またハンガリーやポーランドの民主化が、市民社会の復位・再建の軌道の上に法治主義と政治的複数主義を展望した諸事情との相違点も、ここで想起しておかねばならないであろう。

ソビエト政治構造の改良的改革が、ソビエト＝人民権力論に無反省的に依拠したナイーブさを免れなかったのに比して、「グラスノスチ」を基幹とする文化・イデオロギー領域での状況変化は著しいものがあった。当初上からの選択的「自由化」としてペレストロイカの「戦術的」ネットワークを構成したグラスノスチは、「ソビエト史の再検証」を通じてペレストロイカの深化と相乗的機能を果たすようになる一方、いわゆる「プレーキのメカニズム」に対する局地戦、偶発戦を展開することになった。規制された法的枠組のもとでの下からの市民的意见表出は、種々の形式と目的を有する非公式社会運動を育みつつ、「党の指導」を越え出た政治意識をかたちづくるに及ぶ。《プラウダ》(真理・真実)のイデオロギー的ヘゲモニーは、《論拠と事実》によって急速に解体を余儀なくされ、ペレストロイカの政治的社会関係に非権力的政治要素を明確に組みこむことになる。＜真理の独占＞構造の上からの戦術的改革政策は、政治過程の表層を統御するためにも、その構造自体の弛緩、解体を呼びこむことになった。そのことはやがてペレストロイカの推移のなかで、共産党内諸潮流の形成と相互作用を営むことになる。

ソビエト体制におけるイデオロギー的危機は、ソビエト社会主義体制の歴史的再審と批判の進行を通じて、権力的危機に先行して決定的段階を迎

えるに至る。党指導部による〈真理の独占〉否定（1988年春ヤコブレフ『コミュニスト』論文）は、転移期における党のイデオロギー的再生産の限界状況を告知し、ペレストロイカの推力を「教条」から解き放ち、改革指向の「公論」を形成しうる「世論」、これを支える報道と情報の選^レ択^リ的^ニ自由^ニ化^スに求めたものと、この文脈ではおさえておきたい。

さてソビエト政治社会の転移を規定した第三の領域として、ソビエト連邦制の再編をめぐる過程が統一的「社会主義国家」の弛緩と動揺をもたらし、ソビエト権力の共和国・諸地域レベルでの多様な分立、分裂に帰結したことを指摘しておきたい。「プレ・ペレストロイカ過程」での地域的・民族的矛盾の存在の確認は、1977年憲法前文等で規定されたところの「社会的同質性」と「利害の共通性」を有する統一的「ソビエト人民」という政治的イデオロギーの枠組内におけるものであったことは言うまでもない。しかしながらペレストロイカのその後の推転は、非公式社会团体と党内諸潮流の発生と顕在化、イデオロギーと政治・社会意識の分岐と複数化をもたらす一方、民族主権の再評価と制度的現実化の動きのなかで、連邦権力の法的区分から分割、分裂へと進むことになった。このことは1919年に明示されて以来の連邦党指導部による民族国家党への厳格な統御と支配のメカニズムを直撃し、動揺させることになるのである。

「初期ペレストロイカ過程」におけるナゴルノ・カラバフ問題、クリミア・タタール帰還問題は、既にソ連邦結成時の諸問題、スターリン主義的民族政策を含む連邦構造に内在する諸矛盾を示唆するものであった。「革命的ペレストロイカ」の時点で、沿バルト諸国等の経済的自主権要求の運動は、一気に経済的主権を包括する国家主権の承認に基づく連邦制のラディカルな再編、さらにソ連邦結成時、及び大戦期の連邦拡大に際しての連邦加盟の違法性（併合）の確認から独立回復要求に急速に移行をみせることになったのである。ここでは沿バルト三国とクリミア・タタール等の民族運動を、第二次大戦期におけるソ連邦の生命力の証しという公認イデオロギーへの正面戦として、ナゴルノ・カラバフ問題及びグルジア等の独立要求を、ソ

連邦結成期、即ちソ連邦の歴史的原基構造への挑戦として、経済的自主権から民族的国家主権確立への運動を、ソビエト国家構造とこれを支える党組織構造への総力戦として位置づけ、さしあたり識別しておくにとどめたい。

1990年3月の沿バルト三国独立回復宣言、同年6月のロシア主権宣言を含む一連の構成共和国自立化の動向に併行する連邦脱退手続法、言語法、経済的権限の連邦・共和国区分のための諸立法は、それに促進されつつ「強力な連邦と強力な共和国を」というゴルバチョフ指導部の形而上的スローガンの下での連邦権力の基本的維持戦略に包括されるものであった。この線を越え出るものに対しては、無力な連邦大統領令が乱発されると同時に違法な軍事部隊の動員が企図されることになり、その法的解決基盤は急速に消失していった。ソビエト連邦の法的レジームもまた、このことにより衰弱の一途を辿ることになる。「晩期ペレストロイカ過程」における1990年秋の経済改革「五百日計画」案をめぐる政争、及び11月主権ソビエト共和国連邦条約案の流産と、「終期ペレストロイカ過程」の1月ビリニウス事件及び連邦存続をめぐる3月人民投票（レフェレンダム）が、それぞれ指標として確認されるであろう。事実上の独立主権諸国家代表と連邦大統領の合意下に進行したノヴォ・オガリョボ・プロセスが、右の11月条約案に比して実質的な国家連合化への道を軌線とするものであったことは先述の通りであるが、この脈絡からもこれを「脱ペレストロイカ過程」の主要な構成部分としてあったことを再確認したい。⁽²¹⁾

3 現代ロシアの政治構造の特質

「八月政変」とこれに連続するソビエト連邦の解体の結果、旧連邦構成共和国はすべて独立国家となり、国際連合への加盟を認められた。旧ソ連の安全保障理事会常任理事国の地位は、ロシアによって継承された。旧ソ連の領域とほぼ重なる独立国家共同体は、軍事・経済・法（市民権・共和国

間紛争等の諸問題への対応) 諸領域での恒常的連合機構メカニズムを成立させておらず、定期首脳会議と二国間条約の積み上げによりかろうじて維持されている状況にある。逆に南オセチア、アブハジア問題にかかわるグルジア・ロシア間、沿ドニエストル地域独立問題にかかわるモルドヴァ・ロシア間、依然交戦状態の続くナゴルノ・カラバフをめぐるアルメニア・アゼルバイジャン間、クリミア地域をめぐるウクライナ・ロシア間等の国家紛争は、ソビエト制からの離脱をめぐる諸共和国の内政混乱と相乗状況にある。

新憲法制定問題を焦点においたロシア連邦の政情は、「ラディカルな経済改革」とロシア連邦再編を両軸としてきわめて複雑な状況にある。現行ロシア憲法は、1977年連邦憲法改正に伴い翌78年に制定されたものであるが、1989年以降連邦レベルでのペレストロイカの推転、及びロシアでの独自の改革の展開を通じて大幅に修正されたものである。1990年第一回ロシア人民代議員大会に先立つ改正は、大筋において連邦憲法改正に対応するものであったが、同大会が採択した「ロシア国家主権宣言」及び「権力に関する布告」は、ロシア憲法の原理的転換を画する最初の試みであった。それはペレストロイカにより改変されたソビエト制度を基幹とした上で、ロシア固有の「法治国家」を建設し、ソビエト連邦への従属システムを切断することを目途としていた。1991年春における国民の直接投票による大統領制の導入、及び憲法適合性審査のための司法機関としての憲法裁判所の創設は、右の線上に位置づけられていた。

「八月政変」直前までに形成されたロシアの権力メカニズムは、ソビエト連邦同様「ペレストロイカ途上」の過渡的性格をもち、改革されつつあるソビエト制を土台として、「ラディカルな改革」への突出装置として大統領を頂点とする権力メカニズムを想定し、他方立憲体制創出の中核装置として憲法裁判所をおくことになった。1990年選挙によって形成された第一期人民代議員大会も、「民主ロシア」勢力と共産党内改革勢力の連携が議会内での相対多数を占める可能性をもつことにより、改革の流れにひとまず

位置づけられえた。「権力に関する布告」が明示した三権分立原理に立脚する国家権力機構に向けて、ペレストロイカ途上のソビエト制、大統領府とその下の内閣、新設の憲法裁判所を内蔵した司法機構が、「国家権力の最高機関」（ロシア憲法第二条を基礎とした第一・四条規定）としてのソビエト制を基軸としてひとまず鼎立し、複雑な相互規制関係を形成することになった。⁽²²⁾

「八月政変」の結果、ロシア独自の経済・社会改革を急速に進行させるべき状況下に際会し、大統領府＋内閣は、「ラディカルな経済改革の期間、憲法第121条、第121条の5第6項に基づき、政府（правительство）の長を大統領が務める」という1991年秋の臨時人民議員大会決議にしたがい、11月6日大統領令によってその姿容を整えることになった。⁽²³⁾

11・6大統領令は、「ラディカルな経済改革の期間」、「大統領の直接的指導の下に」ロシア共和国政府第一副議長、副議長（複数）、ロシア連邦加盟共和国大統領（あるいは大臣会議議長）（複数）、ロシア共和国大臣（複数）により「ロシア共和国政府」が構成されるとした（第一条）。副大統領及び国家顧問は、審議権をもって政府会議に加わる。第二条は、政府会議が「経済及び社会的・文化的建設、国家管理の緊急な諸問題を検討し、決定（постановление）及び命令（распоряжение）を採択する」とものと規定する。決定、命令は大統領により廃止ができる。政府会議の専管検討事項としては、国家予算案の作成と暫定執行、ロシア法及びロシアならびに構成共和国の利害と当時存在したソビエト連邦法の適合性、国有資産民営化プログラム案の策定、価格等経済諸政策の決定等が列挙されている。

同大統領令第3条で、政府決定草案準備、事前検討における助言作成に加えて、国家管理の緊急問題を機動的に解決することを目的とした「政府参与会」の設置がはかられていることが注目される。参与会は大統領を長とし、政府第一副議長、副議長、外相、内相、出版、マスコミ相（出版・情報省大臣に改組）、国家保安委員会議長を正メンバーとし、これに副大統領、中央銀行総裁、法律政策担当国家顧問が参加する。参与会の決定（решение）は、政府決定または大統領令によって公式文書とされる。

右の二系列に併列して内閣が存在するが、政府の長である大統領の下で第一副議長が省庁等の活動を組織し、政府決定の執行責任を負う。この他に大統領直属の独自機関と「改革の進展を機能的に監督する本部」が設置され、後者は政府・省庁による遅滞なき検討を義務づける勧告的性格を有する決定を行うことができる。

かかる多重的・複線型政府組織が、大統領＋第一副議長に収斂する仕組において統一性を担保される反面、大統領及び大臣会議のそれぞれへの最高ソビエト・人民代議員大会の相関メカニズムを通じて、あるいは副大統領の政府内調整者機能を媒介として、さらに参与会と大臣会議の改革過程における不可避的重合現象によって、分立性、内部対立的要因を当初より内包したことは否めぬところであろう。改革のイニシアチヴと権力メカニズムをめぐって、1992年4月の第6回人民代議員大会で露顕した、大統領権力とソビエト権力との間の対抗は、大臣会議第一副議長、副議長群の選任問題、さらに後に大臣会議議長（首相）職の復活・選任問題を中心に昂進し、大統領政府の性格と機能に内在する諸問題を浮かび上がらせることになる。

さらに1992年3月に設置された「安全保障会議」の存在は、執行権力内の多重的分立性を一層複雑なものとした。⁽²⁴⁾「安全保障会議に関する法律」によれば、これが安全保障領域にかかわる大統領による諸決定を準備する立憲的機関であると規定されている。しかしながら同法第1条の安全保障概念とその対象に関する規定は、「内外の脅威からの個人、社会、国家の緊要な利益の防衛」を目途とし、きわめて包括的な領域を想定し、第3条は内外の危険要因からする「現実的及び潜在的脅威」への対応であるとした。同法律の諸条項に規定される安全保障活動上の原則、即ち権力分立、適法性に基づいて、最高国家権力機関である最高ソビエト、そして執行権力、司法権力が、各々の権能・機能を保障される一方、安全保障機構への「全般的指導」は大統領に負託された。大統領は、「最高ソビエトと共同で」安全保障戦略を決定し（第11条）、最高ソビエトの決定及び大統領令等に照応

して安全保障機構を創設する（第12条）という概括規定に導かれて、安全保障会議の構成が以下のようになされる。大統領が議長を務め、副大統領、大臣会議議長（政府代表、この時点にあっては先述した第一副議長がこれにあたる）、そして最高ソビエト第一副議長（最高ソビエト議長が指名）からなる三常任委員、これに大統領が指名し最高ソビエトが承認する書記が「常任構成員」として加わる。さらにその他の構成員として、法相、外相、内務相、国防相等本法律に列記された閣僚、及び大統領が最高ソビエトの同意の下に指名した者が、会議の「構成員」となり、必要な限りでの法的アドバイザー、共和国や地域にかかわる問題での当該共和国・地域の代表、連邦民族政策国家委員会議長が参加する。

月に最低1回の定例会議においては、5名の常任メンバーが平等の決定権を行使し、その過半数以上の賛成を得た「決定」*решение* は、議長（大統領）の裁可 *утверждение* 後に効力を発し大統領令によって公式のものとなる。

こうして形式的にはロシアの三権により編成され、その機能を予定される安全保障会議は、大統領＝ロシア政府という臨時的執行権力と併存しつつ、実質的には大統領の決定的イニシアチヴが同法律に基づき確保されていた。その一面において最高国家権力機関としての最高ソビエトが同会議の人事等を通じて関与する機能が保障されていることから、執行権上位の全体的性格にもかかわらず、過渡期の政治的・法的不安定要素に転化する蓄然性をも有していた。

同法律制定後に公布された大統領令に基づく同法律の実質的改正は、右の両側面をそれぞれに増幅させることになった。1992年7月7日の「安全保障会議決定の実現手続に関するロシア連邦大統領令⁽²⁵⁾」は、会議決定の公式化を大統領令により行うという同法第15条を確認した上で、組織・技術上及び情報上の活動保障に関する会議決定は、大統領命令によって公認されとした。第2条において、連邦省庁等代表は、安全保障会議決定の遂行に関する完全な方策を執り、決定受領後二日以内に処方記録を作成の上、そのコピーを安全保障会議に送付するものとした。そして問題の第3条に

において、安全保障会議決定と安全保障にかかわる大統領令の実施の監督、及び同会議書記に負託され、採択された決定の実現プロセスにおける執行権力諸機関の活動の調整の任が、安全保障会議書記に委ねられたのである。ここに3月5日法が7月7日大統領令レジームとして始動し、7月下旬にはエリツィン訪日の突然の中止決定の主役として、政治過程の前面に登場することになった。安全保障機構は、ラディカルな経済政策を遂行する中核としてのロシア政府、憲法上最高国家権力機関としてある最高ソビエト・人民代議員大会、司法制度改革の遅滞下に突出した憲法裁判所という「三権」のメカニズムに対して、これらに法制上の規制を当然受ける形式をもちながらも、むしろ「三権」を逆規制する可能性を有するものであることが、明らかにされよう。

現行ロシア憲法体制としてのソビエト制の存続、1990年春から約1年間にわたる急進的政治改革による大統領制、憲法裁判所の創設、ソビエト制と大統領制の特異な相互関係下での地方自治制の端緒の形成、共産党と国家機構の分離等を指標とする「晩期・終期・脱ペレストロイカ過程」は、「八月政変」後以上に示された権力メカニズムへの推転を伴いつつ、「ポスト・ペレストロイカ過程」の路程に進入することになった。現過程における政治的・社会的混迷は、1992年末における「ラディカルな経済改革のためのレジーム」のモラトリアム解除期と重なるなかで、内閣構成と人事権の問題を焦点にして、最高ソビエトレジームと大統領政府レジームの激しい対抗を生み出し、政治的・「憲法的」危機状態へと移行した。またロシア連邦条約(1992年3月)の現実化プロセスが、右の混迷、危機と連接するかたちで、中央・地方関係、連邦・民族共和国及び民族自治体関係の二重のレヴェルで矛盾を醸成し、ロシア連邦の国家的危機を深化させる状況にあることを付け加えねばならないであろう。

かかる複雑な権力関係の形成と権力闘争の増幅下にあって、司法機関としての憲法裁判所が、憲法裁判所法のレジームを越えて政治過程の調整者機能を帯有することになり、1992年末の人民代議員大会以降においては、

「ポスト・ペレストロイカ過程」の有力な政治ポテンシャルを保持するという新たな状況を創出することになった。しかもそのことは、ロシアにおける「立憲体制の危機」認識に基づくものであった。

「主権宣言」及び「権力に関する布告」（1990年6月）及び「人及び市民の権利と自由に関する宣言」（1991年11月）が、現行ロシア憲法の主原則を構成することは言うまでもないところであるが、これらとの対応を含めて1978年ソビエト・ロシア憲法の部分改正の集成である現行憲法にそれぞれ立脚する、ソビエト及び大統領の政治的、権力的対抗、さらに憲法裁判所による司法的・政治的調整・介入という基本構図が1992年暮時点のものであると評してよいであろう。新憲法制定にかかわる諸問題については論ずる紙幅を既にもたないが、かかる構図下にこれが著しく政治状況に従属し、そのことから当初予定された起草・採択過程から離れ、顕著な政治的・社会的オルタナティブに基づく諸対抗の構成部分へと変じつつあると言えよう。1990年に形成された現行ソビエト「議会」、大統領＝政府のイニシアチヴを可能ならしめるレフェレンダム、そして両権力の利害対抗・調整のなかでの両者の組み合わせ、さらにその双方から自立した「憲法制定会議」構想等が、右の構図の中でまぎらわれている状況に今ある。けだしソビエト連邦制なきロシア・ソビエト制とラディカルな諸改革への過渡体制の有する内部矛盾が、ロシアの立憲体制・法治国家形成戦略の分岐と対抗のなかで多様な発現をみているものと判じられよう。

- (1) 報告者の問題関心の在り様について、さしあたり拙稿「東欧市民革命論序説(1)(2)」(『労働法律旬報』1990年1月上＝下旬、3月上旬号)及び「ソ連八月政変とペレストロイカの運命」(『ソビエト研究所ビュレティン』第17号)を参照されたい。
- (2) 加藤哲郎「窮極の政党への実験のあとで」(『世界』1992年1月号、その後『ソ連崩壊と社会主義』花伝社・1992年に所収)。
- (3) 杉原泰雄『民衆の国家構想』(日本評論社・1992年)。
- (4) 大江泰一郎『ロシア・社会主義・法文化』(日本評論社・1992年)。
- (5) 杉原前掲書186-7頁を見よ。

- (6) たとえば拙稿「ソビエト型社会主義における政党制の諸問題」(藤田勇編『権威の秩序と国家』東京大学出版会・1987年所収)及び拙著『東欧革命の肖像』(法律文化社・1993年5月刊行)を参照。
- (7) 森下敏男「ペレストロイカ路線の破産と危機論型社会主義の終焉」(『神戸法学雑誌』第40巻3号・1990年)を見よ。
- (8) 以下、和田春樹『歴史としての社会主義』(岩波新書・1992年),及び浜内謙『歴史の中のソ連社会主義』(岩波書店・1992年)を参照のこと。
- (9) 藤田勇「ロシア革命における国家と法」(江口朴郎編『ロシア革命の研究』所収・中央公論社・1967年),拙稿「全ロシア憲法制定議会の終焉」(『思想』第606号)を参照のこと。
- (10) 最新の石井氏の著作,『ソビエト政治史を読む』(岩波書店・1992年)のみを例示しておく。
- (11) 拙稿「結社の自由」(藤田勇編『社会主義と自由権』所収・法律文化社・1984年)を見よ。
- (12) 前掲拙著『東欧革命の肖像』第三篇,及び拙稿「社会主義のもとでの国家と民族」(藤田勇編『講座史的唯物論と現代』第6巻社会主義)所収・青木書店・1977年)等を参照いただければ幸いである。
- (13) См. XXVI съезд Коммунистической партии Советского Союза: Стенографический отчет. Политиздат, 1981.
邦訳として『ソ連共産党第26回大会資料集』(ノーボスチ通信・1981年)。
- (14) См. XXVII съезд Коммунистической партии Советского Союза: Стенографический отчет. стр. 77—85, Политиздат, 1986. 同大会でのゴルバチョフ書記長報告第三章「社会の更なる民主化, 人民の社会主義的自主管理の深化」を見よ。
- (15) См. XIX Всесоюзная конференция КПСС: Стенографический отчет. ч. 1—2, 1988, Москва.
- (16) 拙稿「ペレストロイカとソビエト政治構造の変容」(『日ソ経済調査資料』第698号)参照。
- (17) この間の経緯を分析とした労作として, 森下敏男『ペレストロイカとソ連の国家構造』(西神田編集室・1991年)第3章以下を見よ。
- (18) Г.Х. Попов, Что делать?: О стратегии и тактике демократических сил на современном этапе, 1990. ポポフ論文は『アガニョーク』1990年第50—51

号に再録されている。

- (19) См. Коммунист, No. 2, 1991.
- (20) 「八月事件」の分析として、拙稿「ペレストロイカと季節の終焉(1)ー(7)」(『労働法律旬報』第1272ー5号・1285・1286号・1293号)及び藤田勇「八月政変の歴史的文脈」(『ソビエト研究』第7号)等を参照されたい。
- (21) ペレストロイカにおける連邦制と民族問題については、『ソビエト研究所ビュレティン』第14号・第15号、『ソビエト研究』第4号、『法律時報』1990年11月号各所収の拙稿を参照されたい。
- (22) ロシア連邦の権力メカニズムについて、森下敏男「ロシア共和国憲法と新連邦条約の展開」(『神戸法学年報』第7号233頁以下)に詳述されている。また現行ロシア憲法については、全訳と解説が竹森正孝氏の労作『ロシアの「憲法革命」を追う』(日ソ図書館発行・ナウカ発売・1992年)が有益である。
- (23) См. Ведомости РСФСР, No. 45, 1991 г. 邦訳としてソ連東欧貿易会『調査月報』1991年12月号がある。
- (24) См. Ведомости, No. 15, 1992 г.
- (25) См. Ведомости, No. 28, 1992 г.

なお八月政変とその後のロシアの政治動態を分析した主な邦語文献として、中村逸郎「ソビエト原理から議会制へ」(『世界』1992年6月号)、岩田賢司「ロシア政治システムの転換」(『ロシア研究』第15号)、内田健二「苦悩するロシア／深まる政治危機とその行方」(『大東フォーラム』第5号)、藤井一行「＜新ロシア革命＞は“脱社会主義”か」(季刊『窓』第13号)、A・ツィプコ「ロシア／きのう・きょう・あす」(『北海道新聞』1992年6月30日より12月まで毎月末連載)等があり、さらに本報告後の推移をも扱ったものとして、下斗米伸夫「＜ポストソビエト政治＞は転換できるか」(『世界』1993年5月号)をあげておきたい。ロシア及び諸外国の論稿については割愛せざるをえないが、ペレストロイカの本格的総括の開始を告げる文献として「Общественные науки и современность」での誌上討論(В. Согрин = No. 1, 1992, А. Бутенко = No. 4, 1992)を記するにとどめたい。

* 本稿は1993年1月12日に開催された早稲田大学比較法研究所公開講

演会での報告を基礎にしたものであり、注記も最小限にとどめられている。報告後におけるロシアの政治・法過程の推移の分析と併せ、本共同研究プロジェクトを通じて、ロシアにおける「法治国家」、現代ロシアの政治構造と憲法体制の究明が予定されていることを附記する。